

重要事項説明書

1、(指定介護予防)・認知症対応型共同生活介護サービスの概要

(1)会社概要

会社名／代表者名	医療法人社団城東桐和会／岡本 和久
所在地	東京都葛飾区新小岩 2-1-1 リーフコンフォート新小岩 3 階
連絡先	TEL:03(3670)3570(法人本部) FAX:03(3676)6951(法人本部)

(2)事業所概要

事業所の名称	タムスグループホーム瑞江
所在地	東京都江戸川区南篠崎町2-27-8
連絡先	TEL:03(5664)0661 FAX:03(5664)0662
事業所番号	1392300289
管理者名	衣川 比呂志

(3)職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1(内兼務1)	0	施設の管理
計画作成担当者	1(内兼務1)	1(内兼務1)	介護計画の作成
介護職員	13(内兼務1)	7(内兼務0)	現場での介護全般
介護支援専門員	0	1	介護計画の作成

2、 利用料金

(1) 基本分(法定介護費1・2割負担)【要支援2 749 単位】

状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の介護給付費単位 (1.2割)	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
1日の介護負担料金 (1割)	821 円	859 円	885 円	903 円	921 円
1日の介護負担料金 (2割)	1642 円	1718 円	1770 円	1806 円	1842 円

(2)医療連携体制加算 1日 37 単位

(3)サービス提供体制強化加算

等施設の勤務者の資格、勤務実績により加算される。

加算(Ⅰ)1日 22 単位 加算(Ⅱ)1日 18 単位 加算(Ⅲ)1日 6 単位。

(加算は(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれか1つのみ加算される。)

(4)看取り介護加算

死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位、死亡日の前日及び前々日は680単位

死亡日は1280単位

(5)退去時相談援助加算

1回 400 単位(1回を限度)

(6)若年性認知症利用者受入加算

1日120単位(40歳から64歳までの利用者)

(7)予防・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

算定した単位数1000分の83に相当する単位数

(8)初期加算 1日30単位(入所日より30日間のみ)

(9)栄養管理体制加算

月/30単位

(10)科学的介護推進体制加算

月/40単位

(11)協力医療機関連携加算

月/100単位

(12)家賃 月額 75,000円

途中入退所の日割り分は、月額2,500円とします。在籍中の外泊や入院等による不在の場合は、減額しません。

(13)管理費 月額 12,000円

- ① 施設の修繕費及び消耗品等です。
- ② 途中入退所の日割り分は、月額400円とします。

(14)光熱水費等(電気・ガス・水道)月額 18,000円

- ① 途中入退所の日割り分は、月額 600円とします。

(15)食材料費 月額40,000円 日額1,300円

- ① 全ての食に関する費用(食材・調味料・出前・外食・非常食などです。)
- ② 入院、外泊等により3食食べられなかった場合(朝食300円昼食500円夕食500円)の何れかの徴収となります。

(16)入所時、敷金として、お一人様 ¥150,000円お預かりいたします。

退去時、原則、居室クリーニングを行います。

クリーニング以外、破損部等に関しては別途徴収。クリーニング及び、現状復帰に要した費用を差し引いて返却いたします。

(17)その他、日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、

本人、家族等に負担して頂くことが適当と認められた費用は、本人、家族の負担とします。

3, 入所の手続

(1)利用申込み

- ・ 介護認定審査会において要介護認定区分が要介護・要支援2状態にあると審査判定された方で、ケアプランに基づき、当事業所を必要とする者が利用できます。利用申込みの受付は、事業者が直接受けます。
- ・ 利用に関する手続きの説明やホーム見学を行い、利用の意思確認をします。
- ・ 必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書等です。

(2)事前面接

- ・ 利用を希望した方の事前面接を行います。原則、面接は、本人の自宅にて行います。介護老人保健施設等に入所している場合は、その限りではありません。
- ・ 事前面接にて、本人の状態を確認します。
- ・ 契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思確認をあらためて行います。

(3)入所判定

- ・ 利用の意思表示をした者に対し、事前面接の情報と診療情報提供書をもとに、当社に

において入退所判定会を行い、入所の可否判断を行います。

- ・ 入退所判定会は、当社管理職員、施設長、介護計画作成担当者、医師及び看護職員、学識経験者などにて構成します。
- ・ 入所判定の基準は、本人の心身の状態、当ホーム設備・職員配置上における対可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて、事業の主旨に照らし合わせ、総合的に判断します。

(4) 入所決定と入所

- ・ 入所の決定通知を行い、荷物搬入日、入所日を決めます。
- ・ 複数の居室が空室の場合、入所する居室はホーム側が指定します。
- ・

4, 退所の手続き

利用契約書第8条により契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

- (1) 当法人にて入退所判定会を開催し、退所判定を行います。
- (2) 退所先については、事業者と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行い、すみやかに検討し決定します。
- (3) 退所先の選定については、事業者、家族、担当介護支援専門員の三者が共同してその作業に当たります。
- (4) 退所先が決まり次第、退所日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃など現状復帰は、利用者及び家族が行います。
- (5) 利用料金等の清算を行います。清算は、後日請求書に明細を添付して利用者及び家族に請求します。利用者は合計金額を翌月末日までに事業者の指定する方法により支払います。個人の契約に基づく、電話、新聞料金の清算は、利用者及び家族等が行います。

5, 身元引受人

契約に基づく契約者の施設に対するサービス利用料金など経済的な債務(極度額は2,000,000円)につき、契約者と連帯して一切の責任を負います。

契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、ご遺体及び残置品(居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く)の引取りなど必要な処理を行うこととします。

施設は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。

5, 運営の基本事項

- (1) 運営方針
- (2) サービスの提供に関する基本的な考え方
- (3) 利用の留意事項及び禁止事項
- (4) ケアの質の確保について
上記の事項については、重要事項説明書別添書1(にこにこ運営基本方針)に記載
- (5) 便宜的な金品等の預かりに関すること
重要事項説明書別添書2(利用者預かり金等取り扱い規程)に記載
- (6) 非常災害対策・緊急時体制

消防法により届け出た消防計画に基づき、次の通りとします。

- ①防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を置きます。
- ②非常災害時用品の整備を行います。
- ③日常点検、定期点検、防災訓練を行います。
- ④緊急時及び火災等の非常災害時の連絡の体制を定めます。

令和 年 月 日

指定介護予防・認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面では重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地 東京都江戸川区南篠崎町2-27-8

名称 医療法人社団城東桐和会 タムスグループホーム瑞江 印

説明者 所属 タムスグループホーム瑞江

役職 施設長

氏名 衣川 比呂志 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防・認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

身元引受人(成年後見人含む)

住所

氏名

印

利用者との関係()